平成２１年（フ）第９８０号
大阪府泉南市樽井９丁目３番３―209号、前住所大阪府泉南市中小路２丁目769番地の１関空泉南ハイツＩＢ307号
債務者　山田　紀子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９８５号
大阪府泉大津市宮町８番９号ガーデンハイツ八木301号
債務者　池内　　恒
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９８６号
大阪府和泉市阪本町960番地の３
債務者　佐藤　清子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９８７号
大阪府貝塚市近木1524番地６サンライズM貝塚―1101号
債務者　國澤　仁志
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９９１号
大阪府岸和田市野田町１丁目12番22―203号
債務者　松井余志子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９９２号
大阪府岸和田市岸城町18番11号、前住所大阪府門真市北岸和田１丁目５番14号
債務者　杉浦誠美子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９９３号
大阪府貝塚市森440番地10
債務者　山添有希子（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９９７号
大阪府和泉市唐国町２丁目13番20号
債務者　出村　榮一
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９９８号
大阪府泉大津市池浦町３丁目６番24号
債務者　内村　康司
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２１７号
松江市東津田町2168番地162、前住所松江市東津田町763番地　プラスツーＣ棟202号
債務者　小島　裕二
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０８号
島根県雲南市大東町山王寺818番地
債務者　三島　　瞳
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１２号
松江市雑賀町748番地　オークハイツサイカ107号室、前住所松江市雑賀町1314番地１
債務者　藤井　由紀
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４４号
熊本県宇城市松橋町曲野2527番地１小高住宅３号、前住所熊本県鹿本郡植木町大字鐙田1054番地１
債務者　出口　祐道
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８３１号
熊本県下益城郡城南町大字隈庄843番地５
債務者　福山亜由美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９０４号
熊本県菊池市泗水町福本1281番地27
債務者　西浦　祐章
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９０５号
熊本県菊池市泗水町福本1281番地27
債務者　西浦　律子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９０９号
熊本市島崎７丁目19番21号
債務者　古庄賀代子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで熊本地方裁判所民事第１部